

医療法及び医師法の一部を改正する法律案について

平成30年4月19日
厚生労働省保険局

地域医療構想の達成を図るための都道府県知事等の権限の追加について

地域医療構想の達成を図るため、構想区域において既存病床数が既に将来の病床数の必要量に達している場合には、当該構想区域に医療機関の新規開設、増床の許可の申請があっても、必要な手続を経た上で、都道府県知事が許可を与えないこと（民間医療機関の場合には勧告）ができることとする。

勧告を受けた民間医療機関の病床については、厚生労働大臣が、保険医療機関の指定をしないことができる旨規定する。（公布日施行）

現行の権限

- 都道府県知事は、民間医療機関の新規開設、増床等の許可申請について、当該申請に係る二次医療圏の既存病床数の数が基準病床数に既に達している、又は当該申請による病床数の増加によって超えることが認められる場合に、医療審議会の意見を聴いて、申請の中止又は申請病床数の削減を勧告することができる。

※ 公的医療機関等については、都道府県医療審議会の意見を聴いて、許可を与えないことができる。

- 厚生労働大臣は、勧告に従わなかったときは、勧告を受けた病床の全部又は一部を除いて、保険医療機関の指定を行うことができる。

今回の法改正により追加する権限

- 都道府県知事は、民間医療機関の新規開設、増床の許可申請について、当該申請に係る構想区域における既存病床数が、将来の病床数の必要量に既に達している、又は当該申請による病床数の増加によって超えることが認められる場合に、必要な手続を経た上で、医療審議会の意見を聴いて、申請の中止又は申請病床数の削減を勧告することができる。

※ 公的医療機関等については、都道府県医療審議会の意見を聴いて、許可を与えないことができる。

＜医療法の勧告の範囲の拡大に対応＞

医療法

健康保険法

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実

- ・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設
- ・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- ・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設
都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

5. その他【医療法等】

- ・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・ 健康保険法等について所要の規定の整備 等

施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)